

高齢者介護の現場で働く人材の確保に関する意見書について
本市議会は、国会及び政府に対し別紙のとおり意見書を提出する。

平成26年6月25日提出

厚生環境常任委員会
委員長 桜井直人

高齢者介護の現場で働く人材の確保に関する意見書

高齢者介護の現場で働く人材は、その業務が身体的にも精神的にも厳しい職種であり、離職率も高い。高齢化は、今後もさらに急速に進展することが明らかであることから、介護現場における人材確保は事業者だけの問題ではなく、日本社会全体の課題と考えられる。

厚生労働省は、特別養護老人ホームへの入所を希望しながら入所できていない高齢者が、平成25年度は約52万4千人であるとの調査結果を発表した。これは、前回の調査を行った平成21年度から4年間で約10万人もふえたことになる。この待機者の大幅な増加を見ると、地域包括ケアシステムの構築のための在宅サービス等の充実とともに、特別養護老人ホームの整備と充実、とりわけ人材確保は、全国民の喫緊の課題となっている。

さらに厚生労働省は、将来的に、団塊の世代が75歳以上になる平成37年には、65歳以上の高齢者は3,657万人となり、介護利用者数は657万人になると推計している。この高齢者を介護するためには、現在の1.5倍の230万人もの人材が必要になると見込んでおり、介護職員の確保は、我が国にとって最重要の課題と考える。

よって、国会及び政府におかれては、平成27年の介護保険制度改正に向け、次の事項について特段の配慮をされるよう本市議会は強く要望する。

- 1 直面している介護人材不足への緊急的対応を図るとともに、中長期的な介護人材の確保・定着についての計画を策定、実行すること。
- 2 高齢者介護に対する国民の理解や社会的評価を高める積極的な取り組みの対策を確立すること。
- 3 高齢者介護の現場で働く人の待遇改善を行うため、介護報酬の引き上げを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} あて